

令和4年8月29日

専決処分の報告について
健全化判断比率の報告について
資金不足比率の報告について

報 告 目 次

報告第 17 号	専決処分の報告について……………	1
報告第 18 号	健全化判断比率の報告について……………	7
報告第 19 号	資金不足比率の報告について……………	9

専決処分の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により別紙のとおり専決処分したので，同条第 2 項の規定により報告する。

令和 4 年 8 月 29 日提出

鈴鹿市長 末 松 則 子

専決処分事項

鈴鹿市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正

専 決 処 分 書

鈴鹿市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和4年7月25日

鈴鹿市長 末 松 則 子

鈴鹿市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例
（ 別 紙 ）

理 由

地方公務員法の一部改正に伴い、必然的に改正を要する規定整備を行うため、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分する。

鈴鹿市条例第 1 7 号

鈴鹿市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例

鈴鹿市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成 1 8 年鈴鹿市条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
（任命権者の報告事項） 第 3 条 前条の規定により，任命権者が報告しなければならない事項は，職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（法第22条の 2 第 1 項第 2 号に掲げる職員及び<u>法第22条の 4 第 1 項</u>に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）を除く。）に係る次に掲げる事項とする。 （ 1 ）～（11） 略	（任命権者の報告事項） 第 3 条 前条の規定により，任命権者が報告しなければならない事項は，職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（法第22条の 2 第 1 項第 2 号に掲げる職員及び<u>法第28条の 5 第 1 項</u>に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）を除く。）に係る次に掲げる事項とする。 （ 1 ）～（11） 略

附 則

この条例は，令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

健全化判断比率の報告について

健全化判断比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項の規定により、監査委員の意見を付けて次のとおり報告する。

令和4年8月29日提出

鈴鹿市長 末 松 則 子

（単位：％）

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
—	—	0.7	—
（ 11.44 ）	（ 16.44 ）	（ 25.0 ）	（ 350.0 ）

備考

- 1 実質赤字額又は連結実質赤字額がない場合及び実質公債費比率又は将来負担比率が算定されない場合は、「—」を記載
- 2 鈴鹿市の早期健全化基準を括弧内に記載

（財政健全化審査意見書 別冊）

報告第 19 号

資金不足比率の報告について

資金不足比率について，地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号）第 22 条第 1 項の規定により，監査委員の意見を付けて次のとおり報告する。

令和 4 年 8 月 29 日提出

鈴鹿市長 末 松 則 子

特別会計の名称	資金不足比率(%)	備 考
鈴鹿市水道事業会計	—	地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令（平成 19 年政令第 397 号。以下「令」という。）第 17 条第 1 号の規定により事業の規模を算定
鈴鹿市下水道事業会計（公共下水道事業）	—	令第 17 条第 1 号の規定により事業の規模を算定
鈴鹿市下水道事業会計（農業集落排水事業）	—	令第 17 条第 1 号の規定により事業の規模を算定

備考 資金不足額がない場合は，「—」を記載

（経営健全化審査意見書 別冊）